

平成 29 年度税制改正案

1. 個人所得課税

①配偶者控除

所得金額が 1,000 万円(給与なら 1,220 万円)を超える場合、配偶者控除が無くなる。
配偶者特別控除の配偶者の所得金額を 123 万円(給与なら 201 万円)まで拡大する。
(現行 76 万円(給与なら 141 万円))
※平成 30 年分の所得から適用する。

②セルフメディケーション

医療費控除の特例として平成 29 年分の確定申告から特定の医薬品(処方薬のうち薬局で購入できることとなったもの)を購入した場合の控除を従来の医療費控除と選択して適用を受けることが出来る。(領収書にセルフメディケーションである事が判るようになっている)

③40 万円 NISA の新設

非課税累積投資信託について、口座を開設した日から 20 年を経過する日までに支払いを受ける株式投資信託の配当金及び譲渡所得に対し課税しない。
現行の NISA と選択適用が出来る。

※平成 29 年から 1,000 万円超の給与所得控除額は 220 万円が上限となる。

2. 資産課税

(1)相続税・贈与税の課税対象

- ①国内に住所を有しない者で日本国籍を有する相続人等に係る相続税の納税義務について、国内財産が相続税の対象外とされる要件を被相続人・相続人共に国内に住所を有しない期間を 5 年から 10 年に延長する。
- ②国内に住所を有しない者で日本国籍を有しない相続人等が、相続開始以前 10 年以内に国内に住所を有していた被相続人から取得した国外財産を相続税の課税対象に含める。
- ③贈与税の納税義務についても同様とし、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

(2)財産評価

- ①取引相場の無い株式の評価方法である類似業種比準方式の算式の変更及び参照株価に 2 年平均株価を加える。
※利益の変動要素が小さくなるため退職金等を出しても株価への影響が少なくなる。
※平成 29 年 1 月 1 日から適用する。
- ②広大地の評価を面積に比例する減額方式から各土地の形状・面積に基づく評価方法とする。
※平成 30 年 1 月 1 日から適用する。

(3)非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予

- ①相続時精算課税制度に係る贈与を贈与税の納税猶予制度の適用対象に加える。
- ②贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予制度における認定相続承継会社の要件について、中小企業者である事及び非上場株式等に該当することの要件を撤廃する。
※平成 29 年 1 月 1 日から適用する。

(4)高層マンションに係る固定資産税の見直し

- ①高さが 60m を超える建築物に対する固定資産税について、1 階を 100 とし階が増すごとに 10 を 39 で除した数を加えた階層別専有床面積補正率により補正する。
※例 50 階建の 50 階は約 5.9%増加、1 階は約 5.9%減少。
※平成 30 年新築建物から適用する。
- ②不動産取得税についても同様とする。

(5)医療法人の持分に対する課税について

- ①平成 18 年医療法等改正法に規定する移行計画の認定を受けた医療法人の持分を有する個人がその持分の全部または一部の放棄をしたことにより、移行期限までに持分の定めのない医療法人への移行をした場合には、その医療法人がその放棄により受けた経済的利益について贈与税を課さない。ただし、移行した日以後 6 年を経過する日までに移行計画の認定要件に該当しないこととなった場合には贈与税を課す。

(6)保育事業に係る固定資産税・都市計画税の軽減

- ①平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に子ども・子育て支援法に基づく政府の補助を受けた事業主等が一定の保育に係る施設を設置する場合、課税標準を最初の 5 年間、土地・家屋・償却資産について一定の割合で減額する。
- ②家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業の用に供する家屋及び償却資産について一定の割合で減額する。
※平成 30 年から適用する。

3. 法人課税

- ①雇用者給与等支給額が 2%増加した場合、一定の税額控除をする。
- ②営業権の償却方法を月割計算とする。
- ③中小企業者等に係る軽減税率の特例(利益 800 万円以下 15%)を 2 年間延長する。
- ④納税地の異動があった場合の届出書について、異動後の納税地への提出を不要とする。
- ⑤法人の設立届出書等について登記事項証明書の添付を不要とする。

4. 酒税

- ①平成 32 年 10 月 1 日から段階的に発泡酒・醸造酒の税率を統一する。

5. 自動車税

- ①平成 32 年度燃費基準値を基準として、自動車取得税・重量税の免税等の特例処置を見直し、32 年度基準値より現行の 20%以上燃費性能の良い物から 30%以上燃費性能の良い物を特例の対象とする。

6. 国際課税

- ①外国子会社による租税回避を防止するため、外国子会社合算課税を見直し、直接間接に内国法人が 50%超の株式等を保有する外国法人について会社単位の合算課税の対象とする。
※平成 30 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用する。
- ②非永住者の課税所得の範囲から一定の譲渡により生ずる所得を除外する。
※平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

ご相談は無料です

鈴木敏之税理士事務所

03-5114-0720